

第65回大阪市大規模小売店舗立地審議会

平成28年7月22日(金)
大阪産業創造館 11階会議室

開会 午前10時00分

○事務局 お待たせいたしました。ただいまから、大阪市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。

委員の皆様方には、何かとお忙しい中、当審議会に御出席くださいます。ありがとうございます。私、本日の司会を務めます、経済戦略局産業振興課担当係長の千葉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本審議会の委員数は9名でございますが、現在6名の御出席がございますので、審議会規則第7条第2項の規定により、本審議会が有効に成立していることを御報告申し上げます。

本日の審議会は、大店立地法に基づき届け出がありました新設案件3件について、審議をお願いいたします。

なお、配付資料についてですが、会議次第、配席図、委員名簿、大阪市意見（案）について、（仮称）ニトリ住之江店の新設の届出に対する住民等意見書の概要、住民等意見書に対する設置者の回答、（仮称）駒川中野店舗の新設の届出に対する住民等意見書の概要、住民等意見書に対する設置者の回答、軽微な延刻等に係る手続の状況の計9種類。加えて、傍聴の方には傍聴の際の注意事項、大規模小売店舗出店のルール及び審議案件に係る届出要約書を配付させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

傍聴の皆様には、先にお配りしています注意事項に従い、円滑な審議会の運営に御協力くださいますようお願い申し上げます。携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定するなど、審議の妨げにならないよう御協力をお願い申し上げます。

それでは、向山会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○向山会長 おはようございます。暑いところ御参集いただきまして、ありがとうございます。きょうは意見書が複数出ている案件がございますので、いつも以上に慎重な御議論を頂戴できればと思っております。

それでは早速ですが、議事に従いまして早速審議に移らせていただきたいと思います。

まず、最初の議事1でございますが、（仮称）ニトリ住之江店につきまして、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○事務局 商業立地担当課長の穂積でございます。私のほうから説明をさせていただきます。

（仮称）ニトリ住之江店の新設について御説明いたします。

本件は、地下鉄四つ橋線北加賀屋駅から南西へ約700メートルの、住之江区緑木1丁目3番1ほか1筆に、3階建ての家具店を新設するとして届け出があったものでございます。

店舗面積は5,681平方メートルで、設置者及び小売業を行う者は株式会社ニトリとなっております。用途地域は準工業地域、平成28年2月25日に届け出があり、新設予定日は平成28年10月26日です。

敷地周辺の状況といたしまして、まず、計画地全体を東側から写した写真でございます。

次に、計画地東側道路（新なにわ筋）から南方向の写真です。

同じく、東側道路（新なにわ筋）から南方向の写真で、少し位置を変えた写真です。

次に、南側道路から東方向の写真です。

同じく、南側道路から東方向の写真で、少し位置を変えた写真です。

次に、西側道路から北方向の写真です。

同じく、西側道路から南方向の写真です。

次に、北側道路から東方向の写真です。

最後に、同じく北側道路から西方向の写真です。

次に、施設の配置に関する事項について、各施設の場所を平面図で御説明いたします。

駐車場は、建物敷地1階に105台、建物敷地西側の隔地に51台、合計156台が設置されております。また、自動二輪車用として建物1階北東側に2台設置されております。駐輪場は、建物1階に131台が設置されており、うち13台が原付用です。荷さばき施設は、建物1階に102平方メートル設置されております。また、廃棄物等保管施設は、1階に保管容量34立方メートル設置されております。

以上、施設配置に関しまとめたものとなります。

次に、施設の運営方法に関する事項について御説明申し上げます。

小売店舗の開閉店時刻ですが、午前9時から午後9時までとなっております。来客の駐車場利用時間帯は、午前8時30分から午後9時30分までとなっております。駐車場の出入り口は、敷地内駐車場用の出入り口として、東側及び西側の2カ所が設けられております。また、隔地駐車場用の出入り口として、東側に入り口が1カ所、南側に出口が1カ所設けられております。合計で4カ所となっております。荷さばきを行うことができる時間帯は、午前6時から午後9時までとなっております。

駐車場の出入り口周辺の状況といたしまして、建物敷地内駐車場の東側出入り口①付近の写真ですが、左折イン左折アウトとなっております。

次に、敷地内駐車場の西側出入り口②付近の写真ですが、右折イン左折アウトとなっております。

次に、隔地駐車場の東側入り口③付近の写真ですが、左折インとなっております。

次に、隔地駐車場の南側出口④付近の写真ですが、左折アウトとなっております。

次に、届出書の添付書類の概要について御説明申し上げます。

建物は地上3階建てとなっております、店舗面積は、2階に2,840.28平方メートル、3階に、同じく2,840.28平方メートルの合計5,680.56平方メートルでございます。

主として販売する品目は、家具・インテリア用品でございます。

駐車場における必要駐車台数についてですが、当店舗における各値から指針に基づく必要駐車台数を求めると294台となりますが、当店舗は家具店のため店舗面積に比して1日の来客数が少ないことから、指針の台数では過大となると考え、既存店舗のデータをもとに算出することとしております。既存店舗としては、大阪市内に6店舗、府下に16店舗の計22店舗があります。当該計画店舗は、西成店、堺中央環状店、堺大仙店に囲まれた場所であり、これまでこれらの店舗を利用していた顧客の利用を見込んでいることから、近接するこれら既存店3店舗の実態調査の結果を用いて算定したところ、必要駐車台数は145台となります。これに対し、設置台数は156台となっております、既存店の利用実績から算出した必

要駐車台数を満たしております。また、来客の自動車の来退店経路は、ごらんのとおりです。

続いて、騒音関係について申し上げます。

騒音発生源となる施設設備の稼働時間帯についてはごらんのとおりです。発生騒音の予測・評価について、予測地点の設定は店舗周囲4カ所5地点に予測地点を設定しており、各地点の周辺写真はごらんのとおりとなっております。

まず、南側予測地点A及びA'。

次に、西側の予測地点B。

同じく、西側の予測地点C及びC'。

次に、北側の予測地点D及びD'。

最後に、東側の予測地点E及びE'。

各予測地点の昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果、及び夜間午後10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果は、それぞれ環境基準を満たしております。また、夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果は、規制基準を満たす結果となっております。

続いて、廃棄物関係でございますが、1日当たりの予測排出量が25立方メートルに対して、保管容量合計34立方メートルと、十分な保管容量を確保しております。

最後に、本届け出に関する縦覧、住民等意見書の受け付け状況、及び本市意見案の検討状況について御説明申し上げます。

届出書の縦覧及び住民等意見書の受け付けについて、平成28年3月11日から平成28年7月11日までの4カ月間行いましたところ、7通の意見書の提出がございました。お手元の（仮称）ニトリ住之江店の新設の届出に対する住民等意見書の概要をごらんください。

意見の概要としましては、主に交通に関するものとなっております。

まず1点目、計画地南側の道路の北側歩道は、柴谷地域住民（約800世帯）の生活路であり、同地域から住吉川小学校に通っている児童92人の通学路である。また、来退店経路図では、駐車場出入口及び搬入用出入口5カ所のうち、4カ所が計画地南側の道路を使用し、店舗南西角の交差点②と隔地駐車場南側の出口④において、多数の車両が生活路・通学路を横切り、店舗に出入りする計画となっている。特に、交差点②付近では事故が発生しており、当該交差点に来店・退店車両を集中させる駐車場出入口の配置並びに経路設定は、計画地南側の道路を生活路・通学路として利用している柴谷地域住民の安全・安心が脅かされることになる。

これに対し設置者から、計画店舗の来退店経路については、大店立地法の趣旨に基づき計画しています。指針の解説において、「経路の設定等」という項目があり、駐車場への経路が「住宅地の生活道路や沿道に療養施設、社会福祉施設等が設置されている道路等静穏が要求されるような道路や歩道と車道が明確に区分されていない学校等への登下校ルートとなる道路や狭隘な道路を回避すること」とあります。今回の計画において、店舗西側道路や北側道路、市営緑木住宅1号棟と2号棟との間の道路などは住宅地の生活道路に当たると考えています。特に、緑木住宅のバルコニーや居住スペースは、店舗西側の道路側にあり、こちらに多くの来客車両を通すことは緑木住宅にお住まいの方に影響が生じる可能性が高いと考え

られます。

一方、計画地の南側は大型車などの通行が多い道路であり、幹線道路や事業用道路、または産業道路といった面が強いと考えられます。また、店舗西側道路を北進したところには特別支援学校があり、「沿道に療養施設、社会福祉施設等が設置されている道路」に当たると考えられます。特別支援学校の東側には歩道が整備されていますが、この歩道には常時車が駐車されている状況であり、これは「歩道や車道が明確に区分されていない学校等への登下校ルート」に相当すると考えられます。

一方、計画地の南側道路は学校への登下校ルートとなっていますが、十分な幅員のある歩道及び安全柵等が設置され、交差点①のところには歩道橋も整備されており、来退店経路として回避すべきとされている「歩道や車道が明確に区分されていない学校等への登下校ルート」には該当しないのではないかと思います。

このような近隣の交通状況等を考慮した上で、大店の趣旨及び指針にのっとり来退店経路を計画しているものであり、現計画の経路について御了承いただければと考えますとの回答を得ています。

2点目、来店及び退店車両は、府道29号線（新なにわ筋）の使用を基本とし、店舗東側の出入り口①に集中させるように改善していただきたい。

これに対し設置者から、来退店経路については、1点目と同じく、周辺の交通状況を把握した上で、大店の指針にのっとり計画しているものです。来退店車両について、南側からの来店車両及び北側への退店車両については、現計画でも新なにわ筋側の出入り口①の利用としています。一方、新なにわ筋は中央分離帯が設置されており、右折による入出庫ができないことから、北側からの来店車両や南側への退店車両について出入り口①の利用とした場合、迂回経路として店舗西側の道路や店舗南側の道路を通行することになり、懸念されている交差点②や店舗南側道路を通行する来退店車両の台数は増えることとなります。さらに、店舗西側道路や店舗北側道路などの生活道路内を来退店車両が通行することになり、これは大店の趣旨や指針に反するものと考えられます。

また、北側及び東側からの来店車両を出入り口①へ誘導することや、店舗南側道路を通さないためには、計画地北側の新なにわ筋と市道住之江区第2636号線との信号交差点で来店車両を右折させる必要がありますが、当該信号交差点には右折専用現示がないため、右折車両は信号の変わり目に一、二台程度しか右折できません。このため、当該交差点に車両が集中すると、新なにわ筋の交通に影響を及ぼす可能性があります。

したがって、現計画の来退店経路とさせていただければと思いますとの回答を得ています。

3点目、店舗南西角の交差点②及び隔地駐車場南側の出口④に面する道路の北側歩道は、住吉川小学校の児童92名及び真住中学校の生徒29名の通学路となっており、平日だけでなく、土曜日・日曜日にも部活動等で登下校することから、保護者や地域住民が納得できる安全策を明示し、実行していただきたい。

これに対し設置者から、弊社店舗において、平日の来客数は休日の3分の1程度であり、子供たちが登下校する平日においては、建物敷地内の駐車場①で駐車場が充足すると考えられ、隔地駐車場の出口④からの退店車両はないものと考えられます。なお、隔地駐車場は従

業員駐車場も兼ねていますが、従業員には御指摘の店舗南側道路が通学路であることを周知し、退店の際には一旦停止や歩行者の確認など、安全確認を徹底するよう指導します。

店舗南西角の交差点②については、開店時等は誘導員を配置し、歩行者の安全確保等に努めていきます。その後は、交差点②付近の交通状況を踏まえて誘導員の配置を検討したいと考えますとの回答を得ています。

4点目、退店車両を店舗南東角の交差点①から東側（住吉川小学校側）に回すことは、周辺地域の生活環境を保持するという大店立地法の趣旨に反する。退店車両を住吉川小学校側に回すことはやめていただきたい。

これに対し設置者から、店舗南東角の交差点①から東側（住吉川小学校側）への退店経路については、西加賀屋、中加賀屋、東加賀屋など、店舗近隣にお住まいの方の退店経路としているのみであり、遠方からのお客様については、新たにお筋を利用しての来退店としています。したがって、住吉川小学校方面への退店経路について特別に案内するような計画はありませんとの回答を得ています。

5点目、敷地内駐車場南西側の出入り口②、隔地駐車場東側の入り口③、隔地駐車場南側の出口④、及び敷地北西側の搬入車出入り口を利用し、店舗南西角の交差点②を通行する車両による、緑木第二住宅及び緑木1丁目から2丁目周辺における住環境の悪化を防止するため、店舗の出入りに当たっては新たにお筋に面した店舗東側の出入り口①のみを使用するよう、敷地内の通行順路を工夫して設定し、店舗南西角の交差点②を車両が通行しなくて済むように措置されたい。

これに対し設置者から、来退店経路については指針に基づいて設定しており、意見書にある出入り口①のみを使用しての入出庫については、北方向や東方向からの来店車両や、南方向や西方向への退店車両の経路を考えた場合、店舗西側道路や南側道路、及び交差点②を通過する車両の台数が減るものではありませんとの回答を得ています。

6点目、信号待ちを避けるために、南からの来店車両が店舗南東角の交差点①を経由せずに、その手前の西加賀屋四の交差点を左折し、店舗南西角の交差点②を経て、敷地南西側の出入り口②から来店するようになる。また、退店時に南へ向かおうとする車両が敷地南西側の出入り口②から出庫し、店舗南西角の交差点②を左折せずに直進して、西加賀屋四の交差点を通行するようになる。これにより、緑木1丁目から2丁目の生活道路沿いにある緑木公園を利用する子供や高齢者の危険度が著しく増大する。出入り口の数はできるだけ少ない方が事故発生の可能性が少なくなるので、原則出入り口1カ所を厳守していただきたい。

これに対し設置者から、南側からの来店車両については、新たにお筋側の出入り口①から来店する計画としています。また、南側からの来店車両が、西加賀屋四の交差点から市道緑木第二住宅前の通りを抜け道として利用されるとの御意見につきましては、西加賀屋四交差点を左折し、計画地南側道路を横断して出入り口②へ向かう経路よりも、交差点①から直接出入り口①へ向かったほうが来店しやすいことから、南側からの来店車両があえて出入り口②から入庫することは通常はないかと思われまます。

退店後に南方向へ向かう車両については、御指摘のとおり、西加賀屋四交差点のほうへ抜けようとする車両が発生する可能性があります。交差点②には歩行者の安全確保のため、

開店後から当面の間は誘導員を配置する計画としており、あわせて退店車両についても、交差点①への左折をするよう誘導してまいりますとの回答を得ています。

7点目、敷地内駐車場及び隔地駐車場の南側と歩道の隣接箇所に植木等を設置し、歩行者に直接排気ガス等がかからないようにする。

これに対し設置者から、駐車場①の南側には緑地を設け、歩行者に直接排気ガス等がかからないようにします。駐車場②については、平日は来客の利用がほとんどないと想定されること、南側の駐車枠は従業員駐車場としており、従業員の出退勤時以外は排気ガスが出ないことから、緑地を設ける計画にはしていませんが、従業員車両についても前進で入庫するよう指導してまいりますとの回答を得ています。

なお、本届け出に関して、本市関係局等で構成する大店立地法連絡会議において、駐車需要など交通関係や騒音・廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、お手元の別紙資料のとおり、市意見案につきましては意見なしとの取りまとめを行っておりますが、付帯意見案としまして、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。

当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために指針に基づく配慮事項を厳守するだけでなく、それ以外の事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。

法第5条第2項の規定に基づき提出された必要駐車台数算定資料、交通解析資料において、設置者は来客の自動車の案内経路及び退店の経路を、近傍の小学校及び中学校の通学路及び地域住民の生活路に設定しており、周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼす事態の発生が想定される。よって、設置者は、案内表示の設置や交通整理員の配置を行うなど、近傍の小学校及び中学校に通学する児童及び生徒の安全確保を中心に、地域住民の交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、店舗の開店後の状況に応じて対応策を検討し、生活環境の保持に努めることとの取りまとめを行っているところでございます。

以上で説明を終わります。

○向山会長　ありがとうございました。

それでは、本件につきまして御質問、御意見を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

○澤村委員　駐車場の件なんですけども、結構お話にありましたけれども、多分ニトリさんって、おっしゃっているように週末がすごく車が来ると言うんです。オープンするときにはこの交差点のところに交通整理員を設けますという話があったんですけども、多分、オープンした後からも引越シーズンするときなどは、かなりの量の車が来ると言うので、オープン当時だけではなくて、今後の状況でかなりの来店客が見込まれるとき、多分御存じだと思いますので、そのときにはやはり、このあたりのところについては交通整理員の設置のほうをお願いしたいなと思うんです。

多分、春休みの時期とか夏休み、人が動くときっていうのは、私もちょっとこの間行ったんですけども、かなり長時間待たされたんです。駐車場も郊外、大阪府内の郊外のニトリ

に行ったんですけれども、車入るのに30分ぐらい待たされましたし、レジでもかなり待った経験がありますので、そのあたりのところを御配慮いただきたいと思います。

以上です。

○向山会長 わかりました。ほかに、いかがでございましょうか。

○若井委員 交通関係で意見を述べておきたいと思います。

いろいろ回答をいただいておりますけれども、やはり少し他人的な立場で表現されていることが多いと思います。やはり、自分自身の家族の問題として、道路交通問題を捉えていただきたいということです。たとえば、通行人に対していろいろ注意喚起を促す表示をしていただくとか、それから、特に小学生の子供が通学する、通学路に当たっているということを考えますと、交通事故に対する経験も少ない若い子供さんのことですから、やはり子供さんが見て判断でき、交通事故のリスクを減らすことを優先的に、自主的に取り組んでいただきたいというのが私からのお願いです。

もう一つ、排気ガスの問題があります。少しのことかもわかりませんが、木の1本や2本を植えていただきますと、随分気持ちや和らぐのではないかと思います。ただし、死角にならないように緑化していただければ、地域の方からもかなり好意を持って見ていただけるように思います。

そういうことで、特にいろいろな交通事故が、今、世間を騒がせている問題があります。また、先日も韓国で昼間であっても、まぶしくて車が見えなくなるとか、あるいは子供さんが視野から消えてしまうようなこともあります。そういう小さい子供さんの目線に立って、交通安全ということを考えていただければいいかと思います。

単に、大人が運転するからということで見えておられる節がありますが、もっと責任を持って取り組んでいただければ、地域の方も非常に安心して、その店舗を見詰め直されるのではないかと、私はそう思っています。ぜひ事業者さんに、物理的というよりも人間的な立場で、交通安全というものを取り組んでいただけたらと思っています。特に、小さい子供さんに対する配慮というのは、やはりこれからの世代を担う人ですから、そういう人たちをより大事にいただければ、私はうれしく思います。

そういうことで、事業者さんへのお願いということにさせていただきたいと思います。

○向山会長 わかりました。

これ、ちょっと1点確認したいんですけれども、この隔地駐車場の予定になっているところ、さっきの写真で見ると、隔地駐車場の場所に車が駐車されてて、ひょっとしたら出入りがあるのかなと見たんですけど、隔地駐車場の場所の現状はどうなんですか。さっきの写真で駐車していましたよね、車が。

○事務局 今、こちらの写真で、計画地南側道路の交差点②のところから西方向、隔地駐車場方向を見たところですが、右側に隔地駐車場の柵がございまして、この写真では車はとまってないんですけれども、現在、どこかの会社の駐車場として使われているようですが、こちらを店舗用の駐車場として使用される計画になっております。

○向山会長 あの駐車場の出入り口は、今回計画されている出入り口とは異なったところから出入りしているんですか。

○事務局 同じところになりますね。現状は、この南側に1カ所出入り口があります。

○向山会長 南側1カ所。ということは、今回の計画で出口④の位置ですよ。ここは、今も稼働している、現状でも稼働していたということですか。

○事務局 はい。ただ、ほとんど車の出入りはないようです。私、三、四回現地へ行きましたが、車が入りしているのを見たことがないです。門は閉まった状態で、ほとんど出入りのない状況になっています。

ここに、ちょうど歩道の乗り入れがございますので、この乗り入れをそのまま使われて、出て行くというふうな計画と思われま。

○向山会長 要するに、聞いたかったのは現状でも、隔地駐車場の南側のところの出入り口が利用はされているわけですね。多分、頻度はそんなにないんでしょうけど。あれだけ駐車台数があるということは。

○事務局 そうですね。今も使っていると思われま。

○向山会長 そういう意味では、この意見書の中で御意見が出てきている、この道路について、隔地駐車場ができることによって新たに問題が発生するんじゃないかと、現状でもある程度の出入りがあるわけですから、同じような問題が、懸念は現状でもあるということですよ。

○事務局 そうですね。今は出入りが少ないようですが、より車両数が増加すると思われま。

○向山会長 車がふえる、駐車がふえていくと。

○事務局 そうですね。あと、不特定多数の方が出入りされることになります。

○向山会長 という部分はもちろんあるんですけど、全く新たに、今までここから出入りがなかったのに、出入りが始まるという状況ではないということですよ。

○事務局 そうということではないです。

○向山会長 わかりました。ほか、いかがでございますか。

○吉田委員 詳細のほうの資料の交通10というところで、ゾーンの設定がされてるんですけど、多分お店と重複している部分もあって、少しゾーンの設定が、北のほうですか、かぶっているところがあるんですけど、このあたりの考え方をちょっと教えていただけないかなというふうに思います。

済みません、図2のエリア区分図です。

○事務局 交通の関係の詳細資料でございます。済みません、若井先生と吉田先生の資料に添付をさせていただいております図面です。

○吉田委員 特にAゾーンは、北側のところが入っているところと入っていないところと、カバーされているところとされていないところとあって、というふうに見えるんですけど。

○事務局 Aゾーンのところですね、北のほうとか。これは、この上に丸が重なっておりまして、この北側の西天下茶屋駅とか、天下茶屋駅とかのあたりは西成店のほうに近いところでございますので、そちらのほうに行かれるというところで、ここでちょっとゾーン分けをしているというところでございます。

○吉田委員 大体、これ半分ぐらいになっているんですか。

○事務局 はい。

○吉田委員 半分ぐらいになっているんですか。西成店とかぶっているところが半分ぐらいになっているのかという話と、大正区の鶴町のことは、ここはもう住宅地がないという理解でいいですか。

○事務局 大正区のほうですね。ここも、やっぱり西成のほうに行かれるというふうなことで、恐らく外しているのではないかと思うんですけども。また、このあたりは事業者のほうに確認をさせていただいて、後日、回答させていただきたいと思います。

○吉田委員 通常だと、この重複しているところの範囲の中を2つに割ってもらって、それがそれぞれのお店に来店するというような数値になっているのかどうかということと、やっぱり大正区のあたりのところも一応、数値計算上はかぶらないところとして、今回、住之江店のほうに入るんじゃないかなと。それを、あえて西成のほうに行くというふうを考えるのは、もちろん道路網の考え方からそうしたのかもしれませんが、数値上はちゃんと計算しておいていただきたいなというのがお願いします。

○事務局 ただいま吉田委員から御指摘いただいた件につきましては、再度、事業者のほうにも検討をするようにお伝えしたいと思います。ありがとうございます。

また、考え方についても再度、今推測で申し上げましたので、事業者のほうに確認しまして、後日、回答させていただきたいと思います。

○向山会長 ほか、よろしゅうございましょうか。

それでは、今、先生方から御意見を幾つか頂戴いたしておりますけれども、基本的には、届け出前は法の趣旨に沿って指針を踏まえたものになっているのではないかというふうに考えております。したがって、審議会としましては、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保護の見地からの意見は有しないというものとして扱っていきたいと思っております。ただ、いつものようにではございますが、特に、先ほどから交通の問題について御指摘を頂戴しておりますので、その点を踏まえまして、意見案にございますように3点の付帯意見を添えさせていただきたいと思います。

交通の問題につきましては、3番目の部分に店舗の開店後の状況についての対応策云々のところ、それから、口頭で若井先生の御意見、檜谷先生の御意見のように、開店直後だけではなくて、少し長い目で状況を勘案しながら対応を考えていただくというようなことを口頭で申し添えていただくという形で処理をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

○向山会長 ありがとうございます。それでは、そのような形で進めさせていただきたいと思います。

それでは、続きまして議事の2番目でございますが、(仮称)駒川中野店舗につきまして説明をお願いいたします。

○事務局 (仮称)駒川中野店舗の新設について御説明申し上げます。

本件は、地下鉄谷町線駒川中野駅から南東へ約460メートルの東住吉区中野3丁目7番に、1階建てのスーパーマーケットを新設するとして届け出があったものでございます。

店舗面積は1,703平方メートルで、設置者及び小売業を行う者は株式会社光洋となっております。用途地域は、準住居地域及び第一種住居地域。平成28年2月8日に届け出がありまして、新設予定日は平成28年10月9日となっております。

敷地周辺の状況といたしまして、まず、計画地全体を北東側から写した写真でございます。次に、計画地東側道路（今里筋）から南方向の写真です。

同じく、東側道路から北方向の写真です。

次に、北側道路から西方向の写真です。

次に、西側道路から南方向の写真です。

同じく、西側道路から北方向の写真です。

最後に、南側道路から東方向の写真です。

次に、施設の配置に関する事項について、各施設の場所を平面図で御説明いたします。

駐車場は、建物屋上に64台設置されています。なお、別途作業員用として3台設置されています。駐輪場は、敷地南東側に85台設置されており、うち8台が原付用です。荷さばき施設は、建物1階西側に77平方メートル設置されています。また、廃棄物等保管施設は、建物1階西側に保管容量16.8立方メートル設置されています。

以上、施設配置に関し、まとめたものになります。

次に、施設の運営方法に関する事項について御説明申し上げます。小売店舗の開閉店時刻ですが、24時間営業となっております。来客の駐車場利用時間帯も、同じく24時間となっております。駐車場の出入り口は、敷地南西側に1カ所設けられています。荷さばきを行うことができる時間帯は、午前6時から午後9時の間となっております。

駐車場の出入り口付近の状況といたしまして、敷地南西側の屋上駐車場への出入り口付近の写真ですが、右折イン左折アウトとなっております。

次に、届出書の添付書類の概要について御説明申し上げます。

建物は地上1階建てで、店舗面積1,703平方メートルとなっております。

主として販売する物品は、食料品でございます。

駐車場における必要駐車台数についてですが、当店舗における各値から指針に基づく必要駐車台数を求めると64台となります。これに対し、設置台数は64台となっており、指針の必要駐車台数を満たしております。また、来客の自動車の来退店経路は、ごらんとおりです。

続いて、騒音関係について申し上げます。

騒音発生源となる施設設備の稼働時間については、ごらんとおりです。発生騒音の予測・評価について、予測地点の設定は店舗周囲4方向4地点に予測地点を設定しており、各地点の周辺写真はごらんとおりとなっております。

まず、南側の予測地点A。

次に、西側の予測地点B。

次に、北側の予測地点C及びC'。

最後に、東側の予測地点D。

各予測地点の昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果、及び夜間午

後10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果は、それぞれ環境基準を満たしております。また、夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果は、規制基準を満たす結果となっております。

続いて、廃棄物関係でございますが、1日当たりの予測排出量が8.4立方メートルに対して、保管容量合計16.8立方メートルと十分な保管容量を確保しております。

最後に、本届け出に関する縦覧、住民等意見の受け付け状況、及び本市意見案の検討状況について御説明いたします。

届出書の縦覧及び住民等意見書の受け付けについて、平成28年2月19日から平成28年6月20日までの4カ月間行いましたところ、1通の意見書の提出がございました。お手元の（仮称）駒川中野店舗の新設の届出に対する住民等意見書の概要をごらんください。

意見の概要としましては、騒音対策に関するものとなっております。

まず1点目、当該店舗は24時間営業で駐車場が2階にあり、オープン型のため、来店車両による駐車時のバックブザー音が、頻度は不明だが睡眠時に聞こえることになる。

2点目、商品納入が朝6時からと説明があったが、納入場所の入り口には扉がなくオープンであるため、納入時のバックブザー音が聞こえ、睡眠妨害にならないか心配である。

3点目、騒音に関して、開店前に何か対策をとっていただきたい。

これに対し設置者から、屋上駐車場での夜間における駐車に際して、バックブザー音に対します御心配につきましては、ほとんどの乗用車では後進時に警報ブザーが鳴らないこと、また、屋上駐車場壁面の高さは路面から約2メートルありますこと等から、バックブザー音で御迷惑をおかけすることはないものと考えます。計画店舗の荷さばき時における車両のバックブザー音につきましては、後進時にバックブザーを鳴らないようにできる車両の採用を検討いたします。当該御意見と同じ趣旨の御質問を大店立地法説明会時にいただき、御回答いたしました。御心配の旨を払拭することが十分ではなかったようですので、補足回答させていただきます。

なお、開店後に御苦情をいただいた場合には、適切に対応を行います。また、現在、当該店舗の建築工事中ですが、より一層、騒音低減に努めるように注意いたしますとの回答を得ております。

なお、本届け出に関して、本市関係局等で構成する大店法立地連絡会議において、駐車需要など交通関係や騒音・廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応を配慮されていることを確認し、お手元の別紙資料のとおり、市意見案といたしましては「意見なし」との取りまとめを行っておりますが、付帯意見案といたしまして、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして店舗の維持・運営に努めること。

当該店舗の設置者は、地域社会の一員として社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても関連行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。

交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること。

午前6時から実施する荷さばき作業に伴う騒音の影響を可能な限り軽減するよう、対策等を検討し、周辺的生活環境の悪化防止等により一層の配慮を行うよう要望する。また、本店舗の営業時間は深夜に及ぶため、特に深夜においては静穏な生活環境の保持に留意されたいとの取りまとめを行っているところでございます。

以上で説明を終わります。

○向山会長　それでは、本件につきまして御意見を頂戴したいと思います。よろしく願います。

○檜谷委員　計画されておられる敷地の周辺には結構、共同住宅が多いように思いますから、今回の付帯意見の4番目にもありますけれども、実際に24時間営業をされると、いろいろと住民さんの間からクレームが出てくる可能性も予想されるので、そのときに丁寧に対応していただくことが重要であろうと思います。

○向山会長　ほかは、特によろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、意見書に対する回答も丁寧にさせていただいているようにお見受けしますし、特に先生方からも強い御意見はないようでございますので、この案件につきましても、先ほどと同じように、特に審議会としては意見はないという形の処理にさせていただければと思います。

ただし、付帯意見につきましては、お手元の資料でございますように4点、特に意見書に対する対応的な要素として、4番目の付帯意見がつけられておりますけれども、こういう形で進めさせていただければと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○向山会長　ありがとうございます。

それでは、こういう形でこの案件は処理させていただきたいと思います。

それでは、もう1件の案件でございますが、議事の3つ目でございます。鶴見ファッションモールにつきまして事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　鶴見ファッションモールの新設について御説明いたします。

本件は、地下鉄長堀鶴見緑地線横堤駅から東へ1、200メートルの鶴見区安田1丁目7番1ほか9筆に、2階建ての衣料品店を新設するとして届け出があったものでございます。

店舗面積は1,406平方メートルで、設置者及び小売業を行う者は株式会社しまむらとなっております。

用途地域は準工業地域。平成28年2月10日に届け出があり、新設予定は平成28年10月11日です。

敷地周辺の状況といたしまして、まず、計画地全体を北側から写した写真です。

次に、計画地北側道路(鶴見通)から東方向の写真です。

同じく、北側道路から西方向の写真です。

最後に、西側道路から南方向の写真です。

次に、施設の配置に関する事項について、各施設の場所を平面図で御説明いたします。

駐車場は、建物東側及び北側に合計52台が設置されています。駐輪場は、建物北側及び西側に合計77台設置されており、うち9台が原付用となっております。荷さばき施設は、

建物北側の25平方メートルを荷さばきスペースとしております。また、廃棄物等保管施設は、建物1階西側に保管容量12立方メートルを設置されております。

以上、施設配置に関し、まとめたものとなります。

次に、施設の運営方法に関する事項について御説明申し上げます。

小売店舗の開閉店時刻ですが、午前10時から午後8時までとなっております。来客の駐車場利用時間帯は、午前9時45分から午後8時15分までとなっております。駐車場の出入り口は、敷地北側に出入り口が1カ所設けられております。荷さばきを行うことができる時間帯は、24時間となっております。

駐車場の出入り口周辺の状況といたしまして、敷地北側出入り口付近の写真ですが、左折イン左折アウトとなっております。

次に、届け出の添付書類の概要について御説明申し上げます。

建物は地上2階建てとなっております、店舗面積は1階に761平方メートル、2階に645平方メートルの合計1,406平方メートルです。

主として販売する物品は、ベビー用品、ヤングカジュアル等でございます。

駐車場における必要駐車台数についてですが、当店舗における各値から指針に基づく必要駐車台数を求めると51台となります。これに対し設置台数は52台となっており、指針の必要駐車台数を満たしております。また、来客の自動車の来退店経路はごらんのとおりです。

続いて、騒音関係について申し上げます。

騒音発生源となる施設設備の稼働時間につきましては、ごらんのとおりとなっております。

発生騒音の予測・評価について、予測地点の設定は、店舗周囲4方向4地点に予測地点を設定しており、各地点の周辺写真はごらんのとおりとなっております。

まず、南側の予測地点A。

次に、西側の予測地点B。

次に、北側の予測地点C。

最後に、東側の予測地点D。

各予測地点の昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベル予測結果、及び夜間午後10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果は、それぞれ届け出上は環境基準を満たしている内容となっております。また、夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果は、届け出上は規制基準を満たしている内容となっております。

ただし、今回の届け出に際して提示されている騒音検討資料については、騒音の予測地点の設定等に不備があるため、届け出の添付資料から騒音に係る各基準値を満たしていることが確認できない状況となっております。現在、設置者に対し、騒音検討資料の修正分提出を要請しているところでございます。

続いて、廃棄物関係でございますが、1日当たりの予測廃棄量が7立方メートルに対して、保管容量合計は12立方メートルと十分な保管容量を確保しております。

最後に、本届け出に関する縦覧、住民等意見書の受け付け状況、及び本市意見案の検討状況について御説明いたします。

届出書の縦覧及び住民等意見書の受け付けについては、平成28年2月26日から平成2

8年6月27日までの4カ月間行いましたところ、意見書の提出はありませんでした。

なお、本届け出に関して、本市関係局で構成する大店立地法連絡会議において、駐車需要など交通関係や騒音・廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされているかの検討を行いました。その結果、当該店舗に係る交通状況に関するデータが十分に示されない点や、騒音検討資料における内容の不備など、一部について指針を踏まえていない箇所がありましたので、お手元の別紙資料のとおり、市意見案につきましては「意見あり」との取りまとめを行っております。

市意見案といたしまして、当該届け出においては、法第4条に基づき定められている「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」を踏まえた周辺地域の生活環境の保持についての適正な配慮がなされているか判断できないため、事前に関係部局との協議の上、大規模小売店舗の立地に伴う周辺地域の生活環境への影響について、あらかじめ十分な調査を行い、その調査結果をもとに、当該店舗の立地により新たに発生する来客の自動車の交通が周辺道路における交通に与える影響を予測し、周辺道路の交通への影響が判断できる資料の提出を行うこと。なお、周辺道路の交通に大きな影響が生じると予測される場合においては、対応策を検討すること。

騒音の予測に当たっては、店舗周囲4方向に存在する住居等の保全対象において騒音の影響が最も大きくなる予測地点として選定し、再予測する必要がある。

付帯意見案としまして、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。

当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めることとの取りまとめを行っているところでございます。

以上で説明を終わります。

○向山会長　それでは、本件につきまして御意見を頂戴したいと思います。よろしく願います。

○澤村委員　お店の商圈として、多分これ、若いお母さんとか、あと、この周辺にある高校生がたくさん来られると思うので、多分、駐輪場の駐輪の台数のほうは結構足りていると思うんですけども、先ほどの話にありましたように、自転車事故って結構最近やっぱり多いし、問題になってきていると思うので、車目線の話もそうなんですけれども、できましたら自転車事故とかにつきまして、ちょっと気をつけてねというようなことを少し、その辺にわかるように。

高校生、なかなか自転車事故、危ない人が結構いらっしゃると思うんです。スマホを見ながら運転する人もいらっしゃいますので、そういうところで少し、何かお店の中にもそういう気をつけてねみたいな感じの表示みたいなのをしていただければというふうに、ちょっと思いました。この周辺を見ていると、高校が多いなというふうに感じましたし、あと、ベビー用品ということなので、多分、若いお母さんが自転車で来られるんじゃないかなというよ

うな気もしましたので。

以上でございます。

○向山会長　どうぞ。

○翁長会長代理　私もこの資料を見まして、ちょっと騒音のレベルが正しい値なのか検討できない、ちょっと資料が不足しているというようなことで質問したんですけど、こういうふうに、この申請書に問題があるというような場合には、どういうふうに。こちらでは、それが検討できないとしか言いようがないと思うんですけども。

○向山会長　手続ルールというのか、の御質問だと思いますけども。

○事務局　ただいま、翁長先生のほうから騒音資料について、これが正しいのか、検討、判断できる材料がないのでということで御意見を頂戴したんですが、もちろん、この立地法の手続におきましては、手続要綱に基づく事前協議をしていただくことになっておりまして、通常であれば事前協議の中で騒音の検討資料の修正について随時お伝えして、関係局と二、三回修正等のやりとりをしまして、きっちり内容確認できたものを届け出で正式に受理するというふうな流れとなっているんですが、今回、しまむらさんにおきましては、御担当者の方が騒音に関するプロというわけではなくて、普段主に店舗開発を担当されている方が、社内で引き継ぎを受けられて手続きされているようです。騒音検討資料のここが違うんではないですかという質問をしても、すぐに返答が返ってこなかったり、返ってきても、それがまたほかの部分との整合性が取れていないとかで、何度も修正分を出してもらっておりました。最終的に2月10日には届け出したいという事業者の意向がございまして、その時点では騒音の協議は終了していなかったんですが届出書をご提出されました。書類の中身自体がきちんと確認ができていない状態で、騒音の協議はまだ終了していないのですが、届出書ですので、極端な話、事前協議を全くしていなくても法律上は届出が可能です。届出された内容で審査をして、資料不足等があれば意見通知によって求めていくしかない状態でございますので、今回はちょっと通常の手続ではない、ちょっとイレギュラーな形にはなっております。

今回、担当者の方も当初の担当者の方から別の方に変わられて、その方から引き継いで調整されているんですが、審議会までに、何とか6月下旬ぐらいまでに資料を出してくださいというふうにお願いして、何とか頑張ってくつては来られたんですが、それもやはり少しまた一部整合性が取れていないところがございまして、もう審議会までに間に合わないという判断で、この審議会終了後にきっちりとした資料が出てくるまで大阪市は待ちますので、それを出していただいて、その資料がきっちりできているのを受け取ってから2カ月後に営業をしていいですよというふうな流れとなります。

通常であれば、この審議会が終わりまして、意見通知で意見なしであれば、その時点でもう開店していただけるんですが、この件についてはまだ継続して、手続が終了しない形にはなっておりまして、ですので、また次回の審議会の際に、報告なり審議をお願いする形になる予定となっております。

○向山会長　だから、届け出なので、こういう状況でも門前払いはできないということですよ。そういうことですよ。

○事務局　　そうでございます。届け出自体を不受理とすることはできないということです。

○向山会長　　だから、上がってきている状況らしいですので、どこが不十分ですよということを、市のほうは既に指導というか、対応をしていただいているんですけども、審議会としても、それをどこまで親切に提示してあげるのかどうかは、ちょっとあれですけども、一応審議の俎上には載せなければいけないということのようですので、きょう上がってきているということと御理解いただければと思います。

○若井委員　　いろいろ事情があろうかと思えますけども、簡単に言えば調査不足ということですね。交通対策に対する検討というメモで、茨田浜の交差点の交通処理や安全性について、警察と協議もしたということですが、この1点で固守されているような節があります。やはり事業者として、より地域社会に溶け込んでいくことを考えれば、もう少し丁寧な調査があってもいいのではないかと思います。

そして、やはりこういう場で我々が意見を申し上げますのは、やはり我々にもある種の責任を持って意見を申ししているところがあります。判断できない材料を出されても時間の無駄と言うしか受け取れないものです。そういう点で、もっと事業者としての自覚を持っていただいて、完成度の高い情報を出していただくようお願いしたいと思います。そういうことで、我々は専門的な立場から意見を申しますので、今後、提出資料など完成度を高めるよう改善していただきたいと思えます。

次回に一部持ち越しということになりますが、鋭意努力され、よい資料をつくっていただくように期待したいと思います。また、そうすることによって、事業者の中に自社のノウハウがたまっていくという、メリットも考えていただき、取り組んでいただければ幸いかと思います。

以上です。

○岸本委員　　多分、いろいろ御事情はあるとは思いますが、ただ、これを認めて、私も経験ないのでわからないんですけど、過去、やっぱりこういうケースはあるものなんですか。これを認めてよろしいんでしょうか、大阪市として。

要するに、我々の審議会の意味も少しなくなってくるような気もありますし、それから、ほかの事業者の方はきちんと丁寧に、決めたルールどおりやられているわけでありますから、その辺のことを踏まえて、今回のケースだけ、しまむらさんだけ特別だということは、ちょっと私は納得できないんですけども。審議会として、これを拒否することはできるのですか、法律は正しいとしても。

○事務局　　ただいま岸本議員のほうから御指摘いただいた件なんですけれども、しまむらさんの届出に対して審議していただくのが、この案件が2店舗目でございます。以前に、4年ぐらい前だったと思うんですが、平野区のほうの単独店舗で同じようなケースがございました。平野区の案件では、現況の交通量調査を全くされませんでした。そのときは1,000平方メートル以下の、900平方メートルぐらいで既に1年ぐらい営業を行ってから、その後、バックヤード部分を後から店舗面積に増やして、それで1,000平方メートル超えますということで、1回、既成事実といいますか、1,000平方メートル以下でオープンして状況を見てあまり混乱がないので、車の渋滞とか、そういう影響はないでしょうということで、交通

量調査はしない状態での届け出がございましたが、そのときは、担当者の方が手続きに慣れておられる方だったということで、騒音資料は、一部少しやりとりはあったんですが、内容としては規制基準等を満たしているという判断ができる資料はいただいております。

ただ、交通量調査のほうは全くしないと。したのは、駐車場の入りと出ということの調査ですね。だから、駐車場が足りているかという調査はされたんですが、周辺の交差点の調査は全く、そのときはされなかったと。それで、今回と同じように意見ありの案を出させていただいて、審議会からも意見ありという具申をいただいて、その後事業者に通知をいたしました。法に基づく意見が出てから、しまむらさんは社内で検討されて、最終的には交通量調査をして、資料を出してこられました。

というふうに、しまむらさんの会社の方針のようなもので、正式に大阪市から、意見ありという通知が出ない限りは、交通量調査を一部省いてこられて、今回であれば茨田浜交差点1カ所だけをされていましたが、警察等の協議では、ほかの箇所もしてくださいとお伝えしたんですが、この1カ所しかされないということでした。あと、通常休日と平日の交通量を調査していただくんですが、日曜日がこの店舗のピークなので日曜日しかしませんというふうな御回答でした。今回、このままであれば意見ありになって、営業開始も2カ月間、対応策を出してから2カ月間開店できない可能性が高いですよというふうなこともお伝えしましたが、意見が出たらその時点で対応しますというふうなことでございまして、全国的にそのような方法をとられているようです。

ですので、特別扱いというふうなことは大阪市としてはしておらず、ほかの事業者さんと同じように、必要な調査資料を求めていくというスタンスは全く変わりません。ただ、事前協議の段階では要求した資料を事業者が出してこられないので、審議会を経て法に基づき意見ありの通知を出して、それから後に社内検討というふうなことで段階を踏んでいかないと、最終的には出していただけないという状況になっております。

○岸本委員　　済みません。ちょっと逆にわからなくなっただけなんですけども。今のお話をお聞きしていると、特別扱いしているなというふうに、どうしても私としては認識できるんですけども。

要は、ほかの事業者さんは私の経験において、今までの資料を見る限りはきちんとされていて、今回、しまむらさんはやっていないわけですね。これは特別扱いではないんですか。

○事務局　　今の届出関係書類については、この内容でいいですというのは一切言っておりません。これでオーケーということではないのですが、事前協議については、法律上で義務化されていないため、事前協議不十分ということを理由に、しまむらさんが届け出されたものを不受理とすることはできません。経済産業省が毎年全国のいろんな事例を集めて検討する研修会を行っているんですが、事前協議については、例えば事前協議をしなかったとしても、それを強要すること、強制することはできないと、法的には縛れないことになっているとのことです。

ただ、内容が不足している届出について、これでいいですよというふうな、引いたりすることは一切ありません。今後も必要な資料について要求し続けていき、その必要な資料が出てくるまでは手続は終了しませんという、毅然とした態度で対応していきたいと思っております。

す。

○向山会長　何か僕、事務局から聞いたんですけど、こういう、きっちり普通は資料を事前に、調査データを出されているんですけども、多くの企業さんはその作業部分についてはアウトソーシング、コンサルタントさんを中心にアウトソーシングをして、一定のコストをかけて、それだけの資料を準備されてきているという企業さんが多いと。しかし、このしまむらさんについては内部でおやりになると。それは一つの方針だといえれば方針なんですけども、無駄なコストはかけないと。役所はただで使えと。

かどうかは知りませんが、そういう意味で、しまむらさんは業績が最近いいですけど、可能な限りコストを抑えて、ハードルを越えるときには思い切り余裕を持って越えなくても、1センチでも上を越えたらええねんやろという発想も一つの戦略だといえれば、スタンスだといえればスタンスなので、そういう方向でおやりになっているのかなと、私は印象を持っていますけど。一応、法の制度の中では、それも仕方なしという状況らしくて、審議会で審査をする対象、状況としてふさわしいかどうかは、皆さんお感じのような状況なんですけどということだそうです。

○翁長会長代理　これは質問なんですけど、環境基準にしたって、これは法律ですから絶対守らなくちゃいけないんですよ。ですから、その予測結果っていうのが、正しく予測して、その基準を満たしているというようなことにならなければ、それはもちろん開店できないんですよ。

○事務局　はい。もちろん、きっちりとした資料が出てくるまでは手続が終了いたしませんので、よって開店ができないというところになっております。もちろん、きっちり資料が出てきたとしても、そこから2カ月間、大店立地法の法令の中の縛りとして2カ月間は営業ができないというふうなところがございます。通常であれば8カ月間ですね。審議会が終わって意見なしの通知が出れば開店できるので、早ければ7カ月ぐらいでオープンが可能になることもあるんですが、この店舗につきましては、これから恐らく1カ月以上をかけて、しまむらさんが苦勞して資料をつくられて、大阪市と何度かやりとりをして、その上でやっと頑張って資料が出てきましたと、そこからさらに2カ月間は開店ができないので、お店としてもかなりリスクな話にはなっていると思います。

○向山会長　一つ確認ですけど、このいただいた資料の、さっきスライドを見て初めて気がついたんですけど、荷さばきの時間帯が24時間になってましたよね。手元の資料でもなっていますけども。営業時間は24時間じゃないんだけど、これもミスですかね。

○事務局　こちらのほうは、しまむらさん、全国的にはちょっとどうかはわからないんですが、こちらの店舗につきましては、荷さばき計画なんですけれども、1日に1台っていうふうになっております。届出書でいけば9ページの上のところ、(2)として搬入車両計画ということで、4トン車1台24時間ということになっているんですが、こちらは全国からいろんな商品の流通がございまして、効率性とかを求められていると思うんですが、搬入時間を特定することができないため、夜中にあるかもしれないというふうなことなんですけど、ただ、駐車場の中で荷さばきをすることになっておりますので、通常は開店時間の前とか営業時間終了後に荷さばきをするのではないかと。ただ、時間帯については、トラックが

いつ出入りするか特定ができないというところで、24時間での検証をいただいているというところがございます。

○向山会長 24時間をやめろとは言えないのかな。例えばニトリさん、さっきの、きょうの1個目の案件ですけども、これはちゃんと営業時間内、若干プラスアルファで荷さばき時間として設定されているんですよね。ニトリだって平均的な店舗におけるSKUの数はニトリのほうが圧倒的に多いと思うので、非常に広範囲から仕入れておられると思うんですけど、営業時間内でやっておられるというのと比較すると、しまむらが24時間効率的に運用したときに、24時間要るんだっていう論理がちょっとよくわからないんですけども。

地域住民の意見書がないので、別にそれでも特に支障がないのかもしれないけれども、少し、24時間である論理というのか、何か不明確やなど。それが最も効率的やからといって、夜中になるねんと言われると、ちょっとクエスチョンマークなんですけど。ひょっとすると全国の店舗で、荷さばきは24時間に設定しておられるのかもしれないですけど、若干、違和感を感じますけどね。

それと、大阪市の意見書の案の中の②の文言が、ちょっと日本語として、さっきスライドを見ていて思ったんですけど、②の騒音予測に当たってはというところがありますよね。そのこの2行目の、予測地点として選定し、「予測地点として」っていう日本語で読みやすいですか。このままの地の文章をできるだけ生かすとすれば、「予測地点を選定し」のほうがいい、素直な日本語のように見えるんですけど。「として」を生かそうと思うと、前のほうもちょっといじらないと、日本語としてむしろつながりにくいと思うんですけど。これ、通常ではないですね。

○事務局 そうですね。これは今回、別途作成した文章ですので、またその辺は。

○向山会長 ちょっと文言が。

○事務局 文言を。

○向山会長 正確に。

○事務局 わかりました。

○向山会長 ちゃんとした意見出せよと言われると困るので、ちゃんとした文言で出しているぞということを言っておかないと。

よろしゅうございますか。いろんな問題を含んだ案件ではありますけれども、基本的なところの御質問は大体受け取ったと思いますので。

それでは、この案件に関しましては、届け出上、法の趣旨に沿って指針を踏まえたとは言えない面がございますので、審議会としましては、これまでの案件とは違って、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見を有するという形で取り扱いたいと思います。その中身につきましては、先ほど説明していただいたように、市の意見案、お手元の資料の中の意見案として2点。文言については少し、後ほど修正が入るかもしれませんが、こういう意図で2点。加えて付帯意見も、ここに書いてございますように、2点を添えて進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○向山会長 ありがとうございます。

それでは、この案件につきましては審議会として意見を有するという事で、さらに付帯意見を2点申し添えるということで処理を進めたいと思います。ありがとうございました。

それでは、審議事項は以上でございますけれども、あと、軽微な延刻等に関する手続状況の報告をお願いします。

○事務局　それでは、「軽微な延刻等」に係る手続の状況等について、1件御報告いたします。

店舗名称は千島ガーデンモール、JR大正駅から南へ約1,700メートルの大正区千島1丁目1番ほかにある商業施設です。設置者は千島土地株式会社、小売業者は株式会社マルハチほか9者となっております。

今回の届け出事項は開閉店時刻等の変更で、平成28年2月3日に届け出があったものです。変更日は平成28年3月18日、用途地域は第一種住居地域です。

変更内容ですが、開閉店時刻について、変更前は午前9時30分から午後8時までのところを、変更後は午前9時から午後10時までということで変更するものとなっております。

来客が、駐車場を利用することができる時間帯につきましては、変更前は駐車場①②は午前10時から午後8時30分まで、駐車場③④は午前9時から午後8時30分までを、変更後は駐車場①②は午前10時から午後10時30分まで、駐車場③④は午前8時30分から午後10時30分までに変更するものとなっております。

縦覧期間は、平成28年2月19日から平成28年6月20日、住民意見なし、本市意見なしとしております。

軽微区分は、営業時間及び駐車場利用時間帯の変更で、変更内容が夜間時間帯にかかるものの、騒音及び交通に関する検討の結果、変更前後で比して周辺的生活環境に及ぼす影響はほとんどないと認めるものとなっております。

以上で報告を終わります。

○向山会長　ありがとうございました。

以上、きょうは新設案件3件の審議をいたしてまいりましたが、以上で審議を終了したいと思います。

今後は、いつものように市長に意見具申の文書をまとめますけれども、恒例でございますが、その文言等につきましては事務局と私のほうに御一任を頂戴できればと思います。

それでは、以上をもちまして本日の審議は終了でございます。閉会といたしたいと思います。ありがとうございました。

○事務局　会長、どうもありがとうございました。委員の皆様方には、本日、お忙しい中まことにありがとうございました。

これをもって、本日の審議会を終了いたします。

閉会　午前11時34分